

(法第10条第1項第7号関係「設立2年目の事業計画書」)

設立2年目の事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

NPO法人子どもと女性と動物のかけこみ寺

1 事業実施の方針

女性、子ども、動物の心と体のサポート

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
子どもや女性 に対する支援 事業	相談、衣服の提供、住む場所 の提供、食事の提供、移動の 手助け、就労の手助け	(A)通年 (B)大分県 (C)20人	(D)支援を必要とし ている子ども・ 女性 (E)25人	2000
動物（犬・ 猫）の保護事 業	犬・猫の保護、食事の提供、 住む場所の提供、	(A)通年 (B)大分県 (C)20人	(D)保護を必要とし ている犬・猫 (E)30頭	8000
その他この法 人の目的達成 のために必要 な事業	実施予定なし			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。